

<p>広瀬ダム洪水吐減勢工改良工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。</p>	令和4年度		375,000 千円
<p>深城ダム管理用制御処理設備更新工事 (大月市) について請負契約を締結すること。</p>	令和4年度		235,000 千円
<p>深城ダム観測・警報局設備改良工事 (大月市) について請負契約を締結すること。</p>	令和4年度		335,000 千円
<p>富士川水系谷津川通常砂防工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。</p>	令和4年度		80,000 千円
<p>富士川水系御勅使川通常砂防工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。</p>	令和4年度		100,000 千円
<p>富士川水系堅沢川通常砂防工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。</p>	令和4年度		100,000 千円
<p>富士川水系御勅使川通常砂防工事1工区 (南アルプス市) について請負契約を締結 すること。</p>	令和4年度		100,000 千円
<p>富士川水系御勅使川通常砂防工事2工区 (南アルプス市) について請負契約を締結 すること。</p>	令和4年度		90,000 千円

富士川水系御勅使川通常砂防工事3工区 (南アルプス市) について請負契約を締結 すること。	令和4年度	100,000 千円
富士川水系押越沢通常砂防工事(南アルプ ス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
富士川水系漆川通常砂防工事(南アルプ ス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
富士川水系天川通常砂防工事(笛吹市) に ついて請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000 千円
富士川水系戸倉川通常砂防工事(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	90,000 千円
富士川水系狐川通常砂防工事(笛吹市) に ついて請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
富士川水系天狗沢通常砂防工事(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
富士川水系中の入沢通常砂防工事(甲州 市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事1工区(甲州 市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円

<p>富士川水系日川通常砂防工事 2 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>富士川水系雨河内川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>富士川水系大津賀沢通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度から 令和 5 年度まで</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>富士川水系下天神沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>富士川水系湯沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>富士川水系中沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度から 令和 5 年度まで</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>富士川水系身延川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>100,000 千円</p>

富士川水系戸樋の沢川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
富士川水系鯨野川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
富士川水系竹の沢川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	90,000 千円
富士川水系国見沢通常砂防工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	90,000 千円
相模川水系矢名沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
相模川水系幕沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
相模川水系糠時沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
相模川水系小沢川通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	90,000 千円

相模川水系滝の沢川通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
相模川水系藤沢川通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
相模川水系テントウ沢通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000 千円
相模川水系下川通常砂防工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
相模川水系金波美沢通常砂防工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
相模川水系むじな沢通常砂防工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
相模川水系平久住沢通常砂防工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
相模川水系倉見下沢通常砂防工事（南都留郡西桂町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円

富士川水系芦沢川火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系在華入沢火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系不動沢火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系米山沢川火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系増富沢火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系小麦沢火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系小川久保川火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系菅口沢火山砂防工事（甲斐市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
相模川水系朝沢火山砂防工事（南都留郡山中湖村） について請負契約を締結すること。	令和4年度		80,000 千円

大津地区急傾斜地崩壊対策工事（都留市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		60,000 千円
楽山地区急傾斜地崩壊対策工事（都留市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		20,000 千円
若林地区急傾斜地崩壊対策工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		60,000 千円
彦田地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		30,000 千円
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		40,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		30,000 千円
松山地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		40,000 千円
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎 市）について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
新府城下地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎 市）について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円

越道地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
大渡地区急傾斜地崩壊対策工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
上八巻・馬場地区急傾斜地崩壊対策工事 （北杜市）について請負契約を締結するこ と。	令和4年度		100,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（甲斐市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		80,000 千円
松留地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原 市）について請負契約を締結すること。	令和4年度		30,000 千円
奥平地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原 市）について請負契約を締結すること。	令和4年度		20,000 千円
原地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		20,000 千円
丸林地区急傾斜地崩壊対策工事（甲州市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		70,000 千円
薬袋地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡 早川町）について請負契約を締結するこ と。	令和4年度		60,000 千円



横道地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000千円
久保地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	50,000千円
石倉地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000千円
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000千円
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000千円
東根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000千円
町屋地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	70,000千円

十島地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000 千円
鳴沢地区急傾斜地崩壊対策工事（南都留郡鳴沢村）について請負契約を締結すること。	令和4年度	40,000 千円
桑留尾地区急傾斜地崩壊対策工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和4年度	40,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事1 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	120,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事2 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	120,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事1 工区（甲府市）について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和4年度	90,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事2 工区（甲府市）について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和4年度	90,000 千円

<p>都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和4年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。</p>	<p>令和4年度</p>	<p>30,000 千円</p>
<p>都市計画道路高畑町昇仙峡線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。</p>	<p>令和4年度</p>	<p>90,000 千円</p>
<p>都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道 路改良工事 (甲府市) について請負契約を 締結すること。</p>	<p>令和4年度</p>	<p>270,000 千円</p>
<p>都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道 路改良工事 (甲府市) について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和4年度</p>	<p>180,000 千円</p>
<p>都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事 1 工区 (甲府市) について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和4年度</p>	<p>90,000 千円</p>
<p>都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事 2 工区 (甲府市) について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和4年度</p>	<p>90,000 千円</p>

<p>都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 1 工区 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>120,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 2 工区 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>90,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>180,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 1 工区 (甲斐市) について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 2 工区 (甲斐市) について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>90,000 千円</p>
<p>都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 (山梨市) について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>30,000 千円</p>

小瀬スポーツ公園武道館制御設備改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
小瀬スポーツ公園クライミング場改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000 千円
小瀬スポーツ公園屋外トイレ改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
舞鶴城公園外壁改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	25,000 千円
御勅使南公園ラグビー場改修工事 (南アール プルス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
釜無川スポーツ公園照明設備改修工事 (甲 斐市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	25,000 千円
笛吹川フルーツ公園照明設備改修工事 (山 梨市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	50,000 千円
富士北麓公園野球場内壁改修工事 (富士吉 田市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	40,000 千円

県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和4年度から令和5年度まで	703,000 千円
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の監理業務について委託契約を締結すること。	令和4年度から令和5年度まで	21,090 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和4年度	2,066 千円
県営住宅管理システム機器等の賃借について契約を締結すること。	令和4年度から令和8年度まで	1,008 千円

第5表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,760,000	普通債 債券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、直した後において見直し後、当該利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。

林業費	1,286,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう費	8,075,000	同	上	同	上	同	上
河川砂防費	2,356,000	同	上	同	上	同	上
都市計画費	1,618,000	同	上	同	上	同	上
住宅費	502,000	同	上	同	上	同	上
国直轄事業費負担金	3,704,000	同	上	同	上	同	上
災害復旧費	1,039,000	同	上	同	上	同	上
山梨県立大学整備費	9,000	同	上	同	上	同	上
公共施設等長寿命化等事業費	2,815,000	同	上	同	上	同	上
情報セキュリティ整備費	26,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	78,000	同	上	同	上	同	上
障害児(者)施設整備費	29,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	2,339,000	同	上	同	上	同	上

愛宕山こどもの国整備費	332,000	同	上	同	上	同	上
自然公園施設整備費	73,000	同	上	同	上	同	上
北岳山荘整備費	143,000	同	上	同	上	同	上
県民文化ホール改修費	3,000	同	上	同	上	同	上
総合農業技術センター整備費	473,000	同	上	同	上	同	上
果樹試験場整備費	56,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	2,028,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	697,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	5,819,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	822,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	18,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等整備費	45,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	206,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舍整備費	38,000	同	上	同	上	同	上



交通安全施設整備費	191,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	27,429,000	同	上	同	上	同	上
計	64,013,000						

## 2 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,449,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算 歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,979,470

	1 使 用 料	1,979,470
3 県 支 出 金		1,448,834
	1 県 補 助 金	1,448,834
4 財 産 収 入		2,644,162
	1 財 産 運 用 収 入	2,302,951
	2 財 産 売 払 収 入	341,211
5 寄 附 金		6,001
	1 寄 附 金	6,001
6 繰 越 金		375,261
	1 繰 越 金	375,261
7 諸 収 入		3,528
	1 受 託 事 業 収 入	560
	2 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	3 雑 入	2,967

8 県	債		987,234
	1 県	債	987,234
歳入		合計	7,449,490

歳出

款	項	金額
1 管理費		860,700
	1 管理費	860,700
2 事業費		3,113,709
	1 事業費	3,113,709
3 交付金		2,075,836
	1 交付金	2,075,836
4 公債費		1,088,245
	1 公債費	1,088,245
5 繰出金		310,000

	1 一般会計繰出金	310,000
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	7,449,490

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	607,000	普通債券 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
林道災害復旧費	29,000	同上	同上	同上
借換債	351,234	同上	同上	同上

計	987,234		

**3 令和3年度山梨県災害救助基金特別会計予算**

令和3年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

**第1表 歳入歳出予算  
歳入**

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫負担金	74,097
	2 財産収入	52
3 繰入金	1 財産運用収入	102,473

	1 繰 入 金		102,473
4 県 債			81,000
	1 県 債		81,000
歳 入	合 計		257,622

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		257,622
	1 災 害 救 助 費	257,622
歳 出	合 計	257,622

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無 利 子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

#### 4 令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

#### 第1表 歳入歳出予算 歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	8,747
2 繰越金	1 繰越金	70,532
3 諸収入	1 貸付金元利収入	54,964
	2 雑収入	6
	合 計	134,243

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉費		120,870
	1 母子父子寡婦福祉費	120,870
2 公債費		7,778
	1 公債費	7,778
3 繰出金		5,595
	1 一般会計繰出金	5,595
歳出	合計	134,243

第2表 債務負担行為

事項	項	期間	限度額
令和3年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。		令和4年度から令和8年度まで	101,448 千円



5 令和3年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和3年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,436,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		547,731
	1 繰越金	547,731
2 諸収入		1,238,976
	1 貸付金償還金	1,238,976
3 県債		650,000
	1 県債	650,000

歳 入	合 計	2,436,707
-----	-----	-----------

歳 出

款	項	金額
1 中小企業近代化 資金貸付金		2,436,707
	1 中小企業近代化 資金貸付金	2,436,707
	歳 出 合 計	2,436,707

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
公益財団法人やまなし産業支援機構が、令和3年度において、県及び金融機関からの借入金並びに自己資金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	令和3年度から令和13年度まで	借入元本及び自己資金500,000千円の元利合計金額（遅延利息含む）の45%以内（リースにあつては50%以内）のうち自己資金40,000千円を除いた額	

第3表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法

小規模企業者等 設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	650,000			

6 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000,358千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		800,000
	1 繰入金	800,000
2 繰越金		15,812
	1 繰越金	15,812
3 諸収入		1,184,546
	1 貸付金元利収入	1,184,546

歳 入 合 計	2,000,358
---------	-----------

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 付 金		2,000,358
	1 資 金 貸 付 金	2,000,358
	歳 出 合 計	2,000,358

7 令和3年度山梨県税証紙特別会計予算

令和3年度山梨県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ980,944千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県 税 証 紙 収 入		980,944
	1 県 税 証 紙 収 入	980,944

2 繰越金		
	1 繰越金	1
歳入	合計	980,945

歳出

款	項	金額
1 繰出金		980,945
	1 一般会計繰出金	980,945
歳出	合計	980,945

8 令和3年度山梨県集中管理特別会計予算

令和3年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,372,117千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額

1 使用料及び手数料			46,149
	1 使用料		46,149
2 繰入金			57,351
	1 繰入金		57,351
3 繰越金			1
	1 繰越金		1
4 諸収入			103,268,616
	1 振替収入		103,268,616
歳入	合計		103,372,117

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		34,544
	1 自動車管理費	34,544
2 給与管理費		103,243,114

3 通信管理費	1 給与管理費	103,243,114
	1 通信管理費	73,304
4 車両燃料管理費	1 車両燃料管理費	21,155
歳出合計		103,372,117

9 令和3年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和3年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,012千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,502
	1 繰入金	1,502

2 繰越金			56,987
	1 繰越金		56,987
3 諸収入			25,523
	1 貸付金償還金		25,521
	2 雑収入		2
歳入	合計		84,012

歳出

款	項	金額	額
1 林業・木材産金 改善資材貸付業金			72,510
	1 資金貸付金		72,510
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金			11,502
	1 資金貸付金		11,502
歳出	合計		84,012



10 令和3年度山梨県公債管理特別会計予算

令和3年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,867,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	110,157
		<b>110,157</b>
2 繰入金		<b>80,771,808</b>
	1 一般会計繰入金	73,901,828
	2 基金繰入金	6,869,980
3 県債		<b>45,985,434</b>
	1 県債	45,985,434

歳 入 合 計	126,867,399
---------	-------------

歳 出

款 項	項 目	金 額
1 公 債 費	1 公 債 費	126,757,242
	2 諸 支 出 金	110,157
	1 県債管理基金積立金	110,157
歳 出 合 計		126,867,399

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
			5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するも

借換債	45,985,434	普通債券発行	について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	のとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	45,985,434			

11 令和3年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和3年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,307,435千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		50,226,523
	1 負担金	50,226,523
2 国庫支出金		20,986,268
	1 国庫負担金	15,039,428

	2 国庫補助金	5,946,840
3 財産収入		157
	1 財産運用収入	157
4 繰入金		4,732,218
	1 一般会計繰入金	4,732,218
5 繰越金		310,000
	1 繰越金	310,000
6 諸収入		52,269
	1 貸付金償還金	52,269
歳入	合計	76,307,435

歳出

款	項	金額
1 総務費		46,979
	1 総務管理費	46,595

2 保險給付費等金	2 国民健康保険運営費協議会	384
	1 保険給付費等交付金	60,639,728
3 介護納付金	1 介護納付金	4,278,650
	1 介護納付金	4,278,650
4 前期高齢者納付金	1 前期高齢者納付金	20,736
	1 前期高齢者納付金	20,736
5 後期高齢者支援金	1 後期高齢者支援金	11,071,690
	1 後期高齢者支援金	11,071,690
6 病床転換支援金	1 病床転換支援金	41
	1 病床転換支援金	41
7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	119,125
	1 共同事業拠出金	119,125
8 保健事業費	1 共同事業拠出金	78,060
	1 共同事業拠出金	78,060

9 諸 支 出 金	1 保 健 事 業 費	78,060
	1 国 民 健 康 保 険 財 政 安 定 化 基 金 積 立 金	52,426
歳 出 合 計		76,307,435

12 令和3年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間目標供給電力量 489,114,500キロワットアワー
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 電気事業収益 5,033,115千円
- 第1項 営業収益 4,613,518千円
- 第2項 財務収益 10,169千円
- 第3項 事業外収益 409,398千円
- 第4項 特別利益 30千円

支 出

- 第1款 電気事業費用 4,684,257千円
- 第1項 営業費用 4,162,713千円
- 第2項 財務費用 6,388千円
- 第3項 事業外費用 510,126千円
- 第4項 特別損失 30千円
- 第5項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額4,135,666千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,623千円、減債積立金105,921千円、建設改良積立金984,240千円、地域文化振興等積立金1,705,334千円及び過年度分損益勘定留保資金1,206,548千円で補填するものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 47,126千円
- 第1項 固定資産売却代金 10千円
- 第2項 長期貸付金償還金 37,116千円
- 第3項 国庫補助金 10,000千円

支 出

- 第1款 資本的支出 4,182,792千円
- 第1項 水力発電所建設費 778,000千円
- 第2項 小水力発電所建設費 187,000千円
- 第3項 水力発電設備改良費 1,305,967千円
- 第4項 業務設備改良費 10,485千円
- 第5項 事業外設備改良費 1,099,395千円
- 第6項 水力発電地点等開発調査費 46,024千円
- 第7項 企業債償還金 105,921千円
- 第8項 企業債償還金 150,000千円
- 第9項 繰出金 500,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	野呂川発電所 改修事業	589,030千円	令和3年度	589,030千円
				令和4年度	
		取水口監視所 監視制御装置 改修事業	101,955千円	令和3年度	101,955千円
				令和4年度	
1 資本的支出	3 電力発電 設備改良費	野呂川発電所 改修事業	1,471,800千円	令和3年度	77,000千円
				令和4年度	
		取水口監視所 監視制御装置 改修事業	493,900千円	令和3年度	493,900千円
令和4年度					

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等 1,039,661千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、274,527千円と定める。

### 13 令和3年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

480口

(1) 給湯口数

648,800立方メートル

(2) 年間総給湯量

1,778立方メートル

(3) 一日平均給湯量

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 温泉事業収益

131,023千円

第1項 営業収益

124,911千円

第2項 営業外収益

6,102千円

第3項 特別利益

10千円

支出

第1款 温泉事業費用

136,988千円

第1項 営業費用

128,496千円

第2項 営業外費用

7,152千円

第3項 特別損失

340千円

第4項 予備費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額158,390千円は、建設改良積立金27,500千円及び過年度分損益勘定留保資金130,890千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入

10千円

第1項 固定資産売却代金

10千円

支出

第1款 資本的支出

158,400千円

第1項 温泉事業設備改良費

158,400千円

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等  
 (たな卸資産購入限度額)  
 第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,243千円と定める。

**14 令和3年度山梨県営地域振興事業会計予算**

(総則)

第1条 令和3年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 202,570人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

**収入**

第1款 地域振興事業収益 140,463千円

第1項 営業収益 140,400千円

第2項 営業外収益 53千円

第3項 特別利益 10千円

**支出**

第1款 地域振興事業費用 140,255千円

第1項 営業費用 131,453千円

第2項 営業外費用 7,792千円

第3項 特別損失 10千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,607千円は、過年度分損益勘定留保資金53,822千円及び当年度分損益勘定留保資金785千円で補填するものとする。)

**収入**

第1款 資本的収入 10千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

**支出**

第1款 資本的支出 54,617千円

第1項 地域振興事業設備改良費 16,500千円

第2項 他会計借入金償還金 37,117千円

第3項 予備費 1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

**15 令和3年度山梨県流域下水道事業会計予算**

(総則)

第1条 令和3年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量 49,640,000m<sup>3</sup>

(2) 1日平均処理水量 136,000m<sup>3</sup>

(3) 流域関連市町村数 19市町村

(4) 建設改良費 1,686,423千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

**収入**

第1款 下水道事業収益 9,250,658千円

第1項 営業収益 3,726,846千円

第2項 営業外収益 5,523,808千円

第3項 特別利益 4千円

**支出**

第1款 下水道事業費用 9,249,621千円

第1項 営業費用 9,103,860千円

第2項 営業外費用 144,760千円

第3項 特別損失 1千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,251,395千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,204千円、過年度分損益勘定留保資金238,481千円及び当年度分損益勘定留保



資金976,710千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入

1,686,423千円

第1項 企業補助金

350,000千円

第2項 国庫補助金

859,343千円

第3項 市町村負担金

408,041千円

第4項 他会計補助金

69,039千円

支出

第1款 資本的支出

2,937,818千円

第1項 建設改良費

1,686,423千円

第2項 企業債償還金

1,251,395千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター管理本館受変電設備更新工事(笛吹市)について請負契約を締結すること。		令和4年度				300,000千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター汚泥脱水設備更新工事(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結すること。		令和4年度				300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	350,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	350,000千円			

補助を受ける金額は、1,699,634千円である。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 182,369千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ